

学校給食用冷凍保管庫等交付要領

(平成22年3月12日制定)

(目的)

第1条 この要領は、学校給食を実施する小学校・中学校・特別支援学校又は共同調理場（以下「学校給食実施校等」という。）が学校給食用冷凍食品等（以下「冷凍食品等」という。）を安全に保管するための冷凍保管庫等の更新、又は増設する場合において、財団法人富山県学校給食会（以下「県給食会」という。）が、その学校給食実施校等に対し冷凍保管庫等を交付するため、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 冷凍保管庫等の交付を受けることができる学校給食実施校等は、県給食会が取扱う冷凍食品等を保管することを主な目的として、冷凍保管庫等の設置を希望する給食実施校等とする。

(冷凍保管庫等の種類)

第3条 県給食会が学校給食実施校等に交付する冷凍保管庫等の種類は次のとおりとする。なお、設置に要する経費は県給食会が負担するものとする。

1 冷凍保管庫

600リットル型又は1300リットル型

ただし設置場所等によってはこれらに準じたものも対象とする

2 冷凍冷蔵保管庫

600リットル型又は1300リットル型

ただし設置場所等によってはこれらに準じたものも対象とする

(交付申請手続)

第4条 冷凍保管庫等の交付を受けようとする学校給食実施校等は、様式1の申請書により別に定める期日までに県給食会に提出しなければならない。

(交付決定通知)

第5条 県給食会は、前条による申請があったときは、速やかに内容を審査し、適当と認めるときは、県給食会の予算の範囲内で交付数量を決定し、通知するものとする。

(冷凍保管庫等の交付及び設置)

第6条 県給食会は、交付決定の通知後、速やかに冷凍保管庫等の交付を行うものとする。

2 交付を受ける学校給食実施校等は直ちに冷凍保管庫等を設置し、様式2の受領書に設置場所の配置図、設置写真を添付して県給食会に提出しなければならない。

(管理等)

第7条 交付を受けた学校給食実施校等は冷凍保管庫等について善良な管理者の注意をもって取扱うよう努めなければならない。

2 交付を受けた冷凍保管庫等は交付後6年間は善良な管理者の注意をもって取扱うものとする。その間に滅失又はき損したときは、直ちに県給食会に報告しなければならない。

附則 この要領は、平成21年度分の冷凍保管庫等の交付から適用する

(様式1)

平成 年 月 日

財団法人富山県学校給食会会長 殿

学校等名

所在地

所属長名

印

平成 年度冷凍保管庫等交付申請書

学校給食用冷凍保管庫等の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

冷凍保管庫申請内容
(例 600リットル型1台)

(様式2)

平成 年 月 日

財団法人富山県学校給食会会長 殿

学校等名

所在地

所属長名

印

平成 年度冷凍保管庫等の受領について

このことについて、平成 年 月 日付け富学給第 号により交付
の通知のあった冷凍保管庫は、下記のとおり受領いたしました。

記

機種

型

受領年月日